

2021年4月1日

## せとうち観光専門職短期大学 研究者の行動規範

せとうち観光専門職短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である「観光と社会や人類との関わりを深く探究し、観光を通じて地域社会の発展と諸外国との交流と共生に貢献する人材を育成する」の具現化に向けて、観光に関する教育・研究・地域貢献を三位一体として推進することを目的としている。よって、本学の研究者は、高い倫理意識を持って研究を推進し、地域社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない。

また、近年研究活動や研究費の使用に関して研究者の倫理に違反する行為が問題となっており、研究者が自ら高い倫理意識を持って研究を推進すると同時に、研究機関も責任ある対応を行っていくことが強く求められている。

このため、本学は、研究の自由と研究者の自主性を尊重しつつ、適正な研究活動が可能となるよう、以下のとおり、研究者の行動規範を策定し、研究者はこれらを遵守しなければならない。

1. 本学の研究者は、自らが生み出す研究成果の質を保証する責任を有するとともに、その研究成果を通して環境と調和した観光及び地域社会の持続的発展に貢献する責任を有する。
2. 本学の研究者は、研究の自律性が地域社会からの信頼と付託によって成り立つことを自覚し誠実に公正な研究に努めるとともに、常に自らの専門知識や研究能力の向上に努め、研究によって生み出される知の正確性や正当性を科学的に示すために、最善の努力を尽くす。
3. 本学の研究者は、自らの研究の意義と成果を積極的に公開して、対外的な説明責任を果たすとともに、地域社会との対話・連携に努める。
4. 本学の研究者は、自らの研究を遂行するにあたって、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造・改ざんや盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不適切な使用の問題が生じないように、法令や関係規則を遵守しつつ、適正な活動を行う。
5. 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持に努めるとともに、不正行為抑止の教育啓発（研究倫理教育、コンプライアンス教育等）に継続的に取り組む。
6. 本学の研究者は、研究への協力者の人格や人権を尊重し、福利に配慮する。
7. 本学の研究者は、他者の研究成果を正當に評価し、自らの研究に対する批判には誠実な態度で意見を交え、学会等の評価に積極的に参加するよう努め、名誉や知的財産権を尊重する。

8. 本学の研究者は、学内で不正行為等の疑いがある場合は、告発窓口に告発等を行うことができる。その際、本学は告発者及び被告発者の人権や秘密保持に十分な配慮をしなければならない。また、不正行為等に関係する手続き、調査、措置等については別に定める。
9. 本学は、教育研究開発会議において、研究に係る倫理に関する様々な問題について協議し、必要な措置を講じる。